

議案 2

SGEC 規格のレビュー及び改正プロセスの延期について

SGEC 規格につきましては、5年ごとのレビュー・改正プロセスを2026年2月13日の規格管理委員会での議論をもって開始したところであるが、今般 PEFC より、PEFC の持続可能な森林管理 (SFM) ベンチマーク規格 (ST 1003) の改正に着手したことから、以下の条件を満たす場合、各国の認証システムにおける改正プロセスの実施をこの PEFC の規格改正が完了するまでの延期を認めるとの通知があった。なお、PEFC に確認したところ、本延期の対象は、森林管理規格だけではなく、各国システムの下にあるすべての規格 (SGEC では、規準文書 1~6-2) とのことである。

延期申請の主な受理条件

- ST 1003:2024 との整合性
SFM 規格について、ST 1003:2024 への更新が、
 - ・延期申請の提出時点で既に完了している、または
 - ・延期申請から 12 ヶ月以内に (評価を含む) 完了すること
- 改正プロセスのタイムリーな開始
改正された SFM 規格 (ST 1003) の最終決定後 3 ヶ月以内に開始すること。

SGEC/PEFC ジャパンとしては、

- SGEC の森林管理規格である SGEC 規準文書 3 は、すでに PEFC ST 1003 : 2024 を踏まえ、改正されていること、
- PEFC 規格が改正された場合、その時点で、SGEC 規格についても、その内容を踏まえ、いずれにしても改正を行う必要があること
- レビュー及び必要な改正は規格ごとに行うのではなく、同時期に規格全般を対象として一斉に行うのが、事務的にも、経費の面からも効率的であること

から、PEFC に対し改正プロセスの延期の申請を行うこととする。なお、現在行われているレビューは、本対応の決定をもって一旦終了し、PEFC ST 1003 の改正が完了した段階で改めて SGEC 規格全般のレビュー及び必要な規格の改正を実施することとする。